

金属製の再生又は改造ドラムの試験確認に係る業務規程実施細則

制定 令和4年12月1日 危保細則第2号

第1 目的

この細則は、金属製の再生又は改造ドラムの試験確認に係る業務規程（令和4年12月1日危保規程第14号。以下「業務規程」という。）に基づき金属製の再生又は改造ドラム（以下「再生ドラム等」という。）の試験確認業務を実施するにあたり、必要な細部事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この細則で用いる用語の定義は、業務規程に定めるところによる。

第3 型式の指定

1 型式の指定の休止

協会が試験確認に適合した旨の通知をした型式で、定期調査を受けないものについては、定期調査の申請と併せて当該型式の指定の休止を申請することができる。この場合において、協会は原則として当該型式の指定を休止するものとする。

2 型式の指定の失効

連続して2回以上定期調査を受けなかった型式については、1にかかわらず当該型式の指定は失効する。

3 型式の指定の復活

1により協会が型式の指定を休止したもののうち、2の適用を受けない型式については、定期調査の申請と併せて当該型式の指定の復活を申請することができる。

この場合、当該型式の再生ドラム等の過去6ヶ月間の自社試験成績表を添付しなければならない。

第4 試験確認の取り消し等

1 業務規程第11、1(2)の「真正かつ公正な試験確認業務の遂行を阻害した場合」とは、次の例による。

- (1) 協会が指定した型式以外の再生ドラム等に試験確認の表示を付したとき
- (2) 虚偽の試験確認の表示を付したとき
- (3) 登録をしていない試験確認の表示を再生ドラム等に付したとき
- (4) 安全性能基準等に適合しない確認工場のロットの再生ドラム等に試験確認の表示を付して、出荷したとき
- (5) 協会の発行文書を偽造し、又はねつ造したとき
- (6) 上記以外で信義誠実に著しく反する行為があったとき

2 業務規程第11、1(3)の「協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがある場合」

とは、次の例による。

- (1) 業務規程第 11、1(1)又は(2)に該当する行為の結果として、協会の信用に支障が生じたとき
 - (2) 協会が発行した文書を不正に利用したとき
 - (3) 協会を不当に誹ぼうしたとき
 - (4) 試験確認の表示（表示の原版等を含む。）が譲渡され、又は貸与されたとき
 - (5) 試験確認を受けた者の債権者等が試験確認の表示を占有したとき
- 3 業務規程第 11、1(4)の「この規程に違背し、違背の内容につき、申請者に悪意又は許容し難い重大な過失があると認められる場合」とは、次の例による。
- (1) 業務規程第 11、1(1)から(3)に該当する行為が過失（故意、過失の認定が困難な場合を含む。）により行われたとき
 - (2) 協会が試験確認業務に関して、資料の提出又は書面による報告を求めた場合に、正当な理由がないのに、これに応じなかったとき。

附 則

- 1 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際、運搬容器の試験確認に係る業務規程（第 1 編）実施細則（平成 4 年 7 月 1 日）第 3、1 により型式の指定を休止しているものについては、第 3、1 による型式の指定の休止を受けているものとみなす。